

**「刈谷市空家等対策計画」**  
パブリックコメントの結果について

**1 実施状況**

- (1) 募集期間 平成 30 年 12 月 3 日（月）～平成 31 年 1 月 4 日（金）[33 日間]
- (2) 意見の件数 3 件（2 人）
- (3) 提出方法の内訳 持参：3 件

**2 内容別意見の件数**

第 1 章 はじめに	0 件
第 2 章 刈谷市の地域特性	0 件
第 3 章 空家等の現状と課題	0 件
第 4 章 基本的な方針	0 件
第 5 章 基本的な施策	3 件
第 6 章 計画の推進に向けて	0 件

**3 意見の概要と市の考え方**

■第 5 章 基本的な施策

No.	頁	意見の概要	市の考え方
1	33	現状、刈谷市の空き家は少ないようであるが、空き家となる前の対策が重要であると思うので、当事者となる前にすべきことなど空き家の発生を抑制する施策を重点的に推進してほしい。	現存する空家等への対策だけではなく、空家等の発生を未然に防ぐことも重要であると捉えています。 今後は、居住者等に対しても、関係団体等との連携により、発生抑制に関する情報の提供や周知・啓発に取り組んでいきたいと考えています。
2	35	駅から近く、利便性の高い空き家は、所有者等に適正管理を促すだけではなく、解体させて新たな住宅用地として、市場に流通させる仕組みを検討してはどうか。	利便性の高い空き家を市場へ流通させることは、空家等の活用を促進させる方策の一つになると考えています。 所有者等が空家等の解体、改修、活用などを幅広く選択できるように、空家等の対策に関する情報提供や各種制度の創設を検討していきます。
3	35	未就学児の子を持つ子育て世帯が他市町村から空き家に転入する際に支援する補助制度を作れば、空き家がより一層活用されると思う。	2019 年度において、空家等所有者と子育て世帯や本市への定住希望者をマッチングさせる「空き家バンク制度」の創設に取り組む予定としています。 なお、空き家の活用を促す補助制度の創設については、他の施策の動向やニーズなどを把握しながら、補助制度の必要性を調査・研究していきたいと考えています。